

**森林経営管理制度に係る
都道府県・市町村アンケートについて
(情報提供)**

令和5年7月



制度に係るアンケートの実施

- 森林経営管理法の施行から5年目を迎え、森林経営管理制度に係る取組が本格化
- 5年間の取組によって明らかになった課題を把握するために、各都道府県・市町村に「森林経営管理制度に係るアンケート」を実施

■ アンケート概要

- 目的：森林経営管理制度の課題の把握
- 対象：5条森林を有する市町村及び都道府県
- 市町村はMicrosoft Formsを活用し回答
- 都道府県は制度の改善点について自由記載
- 実施期間：令和5年5月29日～6月23日
- 集計結果：1249市町村（1578市町村中）
（回答率79%）
43都道府県
（令和5年6月23日現在）

The screenshot shows a Microsoft Forms survey titled "森林経営管理制度アンケート" (Forest Management System Survey). The header bar is teal and contains the text "森林経営管理制度アンケート - 保存済み" (Forest Management System Survey - Saved) and a "プレビュー" (Preview) button. The main content area is white with a teal border. It features the survey title "森林経営管理制度アンケート" with a link icon, followed by a message: "森林経営管理制度の推進に向けて、アンケートのご協力をお願いいたします。" (To promote the Forest Management System, we request your cooperation in the survey.). There are two numbered questions: "1. 都道府県を選んでください*" (Please select a prefecture/city/county) and "2. 市町村を記入してください(市町村名のみ。「市」「町」「村」まで入れてください)*" (Please enter the city/town/village name). The first question has a dropdown menu labeled "答えの選択" (Select answer). The second question has a text input field labeled "回答を入力してください" (Please enter your answer). Examples for the second question are provided: "良い例：札幌市" (Good example: Sapporo City) and "悪い例：北海道札幌市、札幌" (Bad example: Hokkaido Sapporo City, Sapporo).

アンケートの設問

- 制度推進上の課題について、①制度の手続き以外のハードル、②制度の手続きそのもののハードル、③所有者不明森林等の特例措置の活用状況等を聴取した。

I 森林経営管理制度の課題について

1. 森林経営管理制度の推進に課題はあるか？

- 課題なし
- 課題あり

2-1. 「課題あり」の場合、制度の手続き以外の課題(マンパワーや森林の状況など)について、当てはまるものを選択

- 市町村役場の職員が足りない
- 林業事業体がない
- 森林経営管理制度を十分に理解できていない
- 所有者が不明な森林が多い
- 境界が不明確な森林が多い
- 小規模分散で集積・集約化につながらない
- その他

2-2. 「課題あり」の場合、制度の手続き自体にハードルを感じるか？

- 当てはまらない
- 当てはまる

2-2-1. ハードルになっている手続きは何か？

- 集積計画作成時に、関係権利者全員から同意を取得しなければならないこと
- 配分計画作成時に、企画提案を希望する者が1者であることが明らかでも、企画提案を行わなければならないこと
- 市町村が集積計画に基づき伐採を行う場合であっても、伐採届を提出しなければならないこと
- 所有者不明森林等の特例における公告期間が長すぎる
- 経営管理権集積計画の存続期間を自動延長できないこと
- その他

II 所有者不明森林等の特例について

1. 管内に、手入れが必要でありながら、所有者が不明であるために、手入れができない森林があるか？または、今後発生すると思うか？

- 今はなく、今後も発生しないと思う
- 今はないが、今後発生すると思う
- あり

2. 「あり」の場合、所有者不明森林等の特例の適用を検討したことがあるか？

- 検討して、適用した(または適用する予定)
- 検討したが、適用しなかった
- 検討したことがない

3. 「検討したが、適用しなかった」の場合、適用しなかった理由は何か？

- 具体的な手続きがよくわからないため
- 後々、不明者が判明した場合のトラブルが心配であるため
- 手続きに時間がかかりすぎるため
- 施業の優先順位が低い
- その他

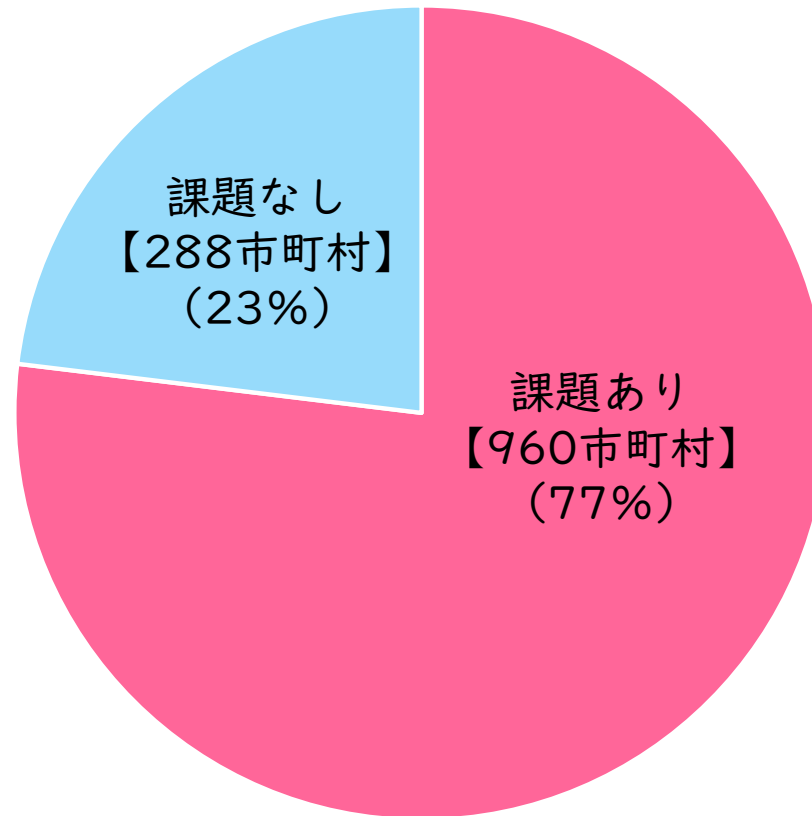
4. 「検討したことがない」の場合、本特例では、不明所有者が死亡している場合、相続人の探索は「原則として配偶者と子」に限定されていることを知っていたか？その上で、適用を検討したいと思うか？

- 知っていたが、適用しなかった
- 知らなかったが、そうであっても、適用したいと思わない
- 知らなかったが、そうであれば、適用したいと思う

制度の推進にあたっての課題

- 約8割の市町村が、森林経営管理制度の推進にあたり課題があると回答。

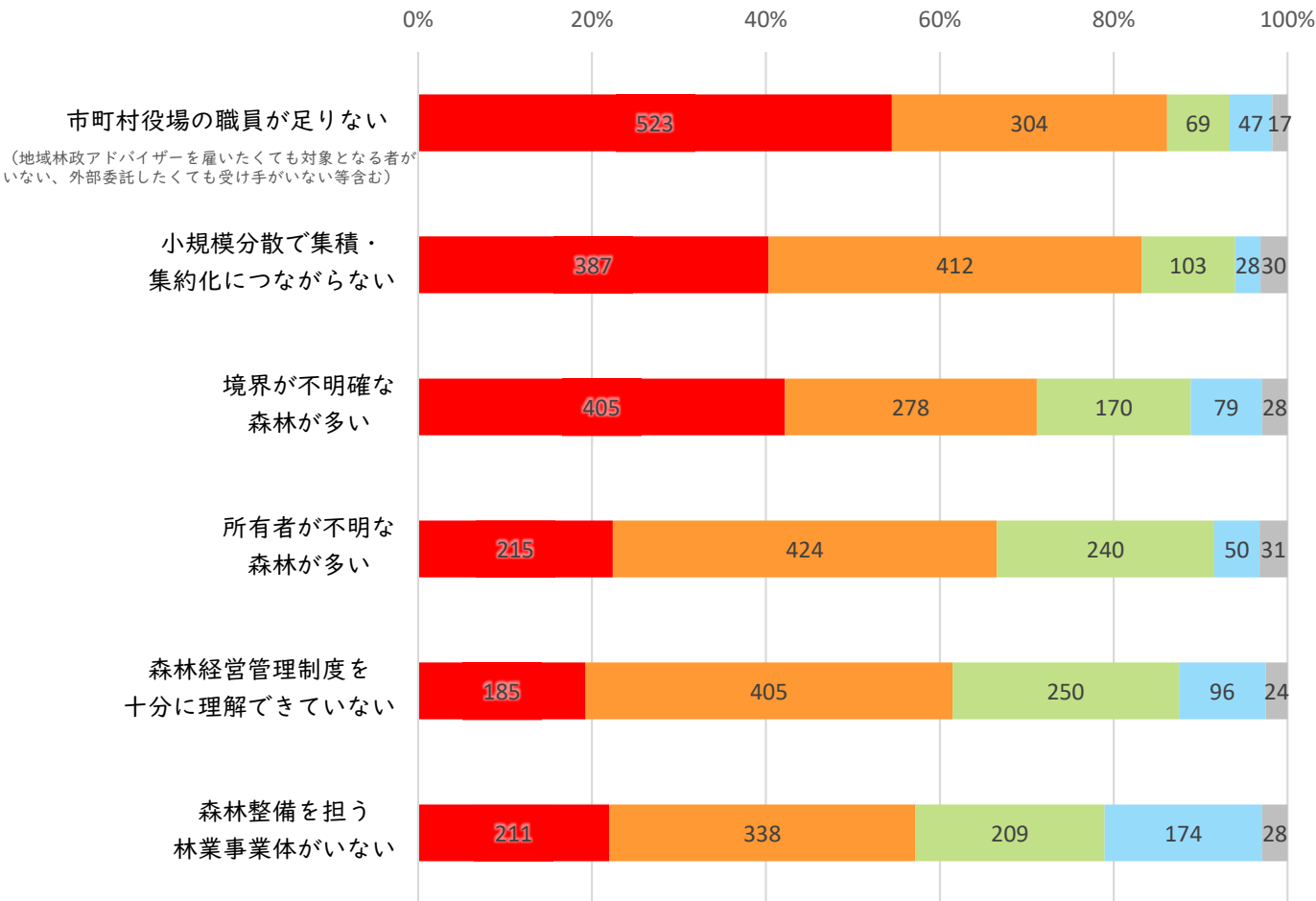
Q1. 森林経営管理制度の推進に課題はありますか？



制度の手続き以外の課題

- 市町村職員の不足、小規模分散で集積・集約化につながらない、境界が不明確な森林が多いについて、7割を超える市町村が、制度の手続き以外の課題として『当てはまる』『やや当てはまる』と回答。
- 自由記述においてもマンパワー不足に係る記述が多くみられたが、森林情報が不正確、所有者の制度の理解不足を懸念する声も。

Q2-1. 『課題あり』の場合、制度の手続き以外の課題について、当てはまるものを選んでください (n=960)。



その他(自由記述) (n=398) 【抜粋】

- 譲与税の割り当てが少ない等、予算が限られており森林整備を実行できない (n=36)
- 所有者の森林及び制度への理解が浅い (n=14)
- 保有している森林情報が不正確 (n=10)
- 一度預かるとずっと預かることを希望されそうで預かりたくない (n=6)
- 自身で森林を管理している所有者から不公平さを訴えられる (n=4)
- 所有者が森林を管理すべき (n=3)
- 外部委託の仕様書の作成や事業費の積算ができない (n=3)
- 伐採届を事後提出で可、もしくは不要にすべき (n=1)
- ※ マンパワー不足 (n=213)
- ※ 境界不明 (n=23)、地籍調査未了 (n=18)

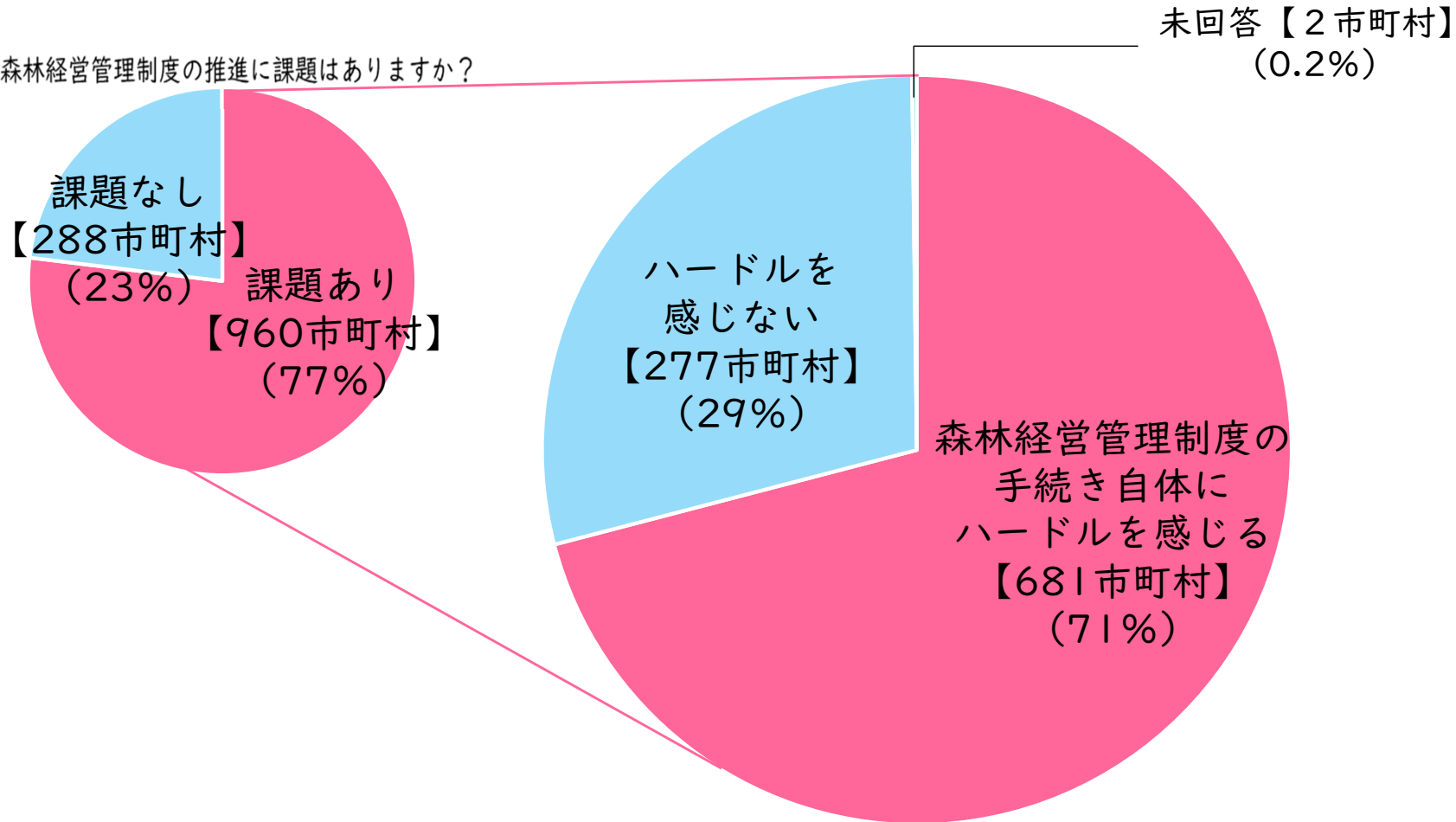
■ 当てはまる ■ やや当てはまる ■ やや当てはまらない ■ 当てはまらない ■ 未回答

制度の手続き自体の課題

○ 制度の推進に課題があると回答した市町村（77%）のうち、制度の手続き自体にハードルを感じると回答した市町村は71%で、全体の55%の市町村が制度の手続きにハードルを感じている。

Q2-2. 「課題あり」の場合、制度の手続き自体にハードルを感じますか？（n=960）

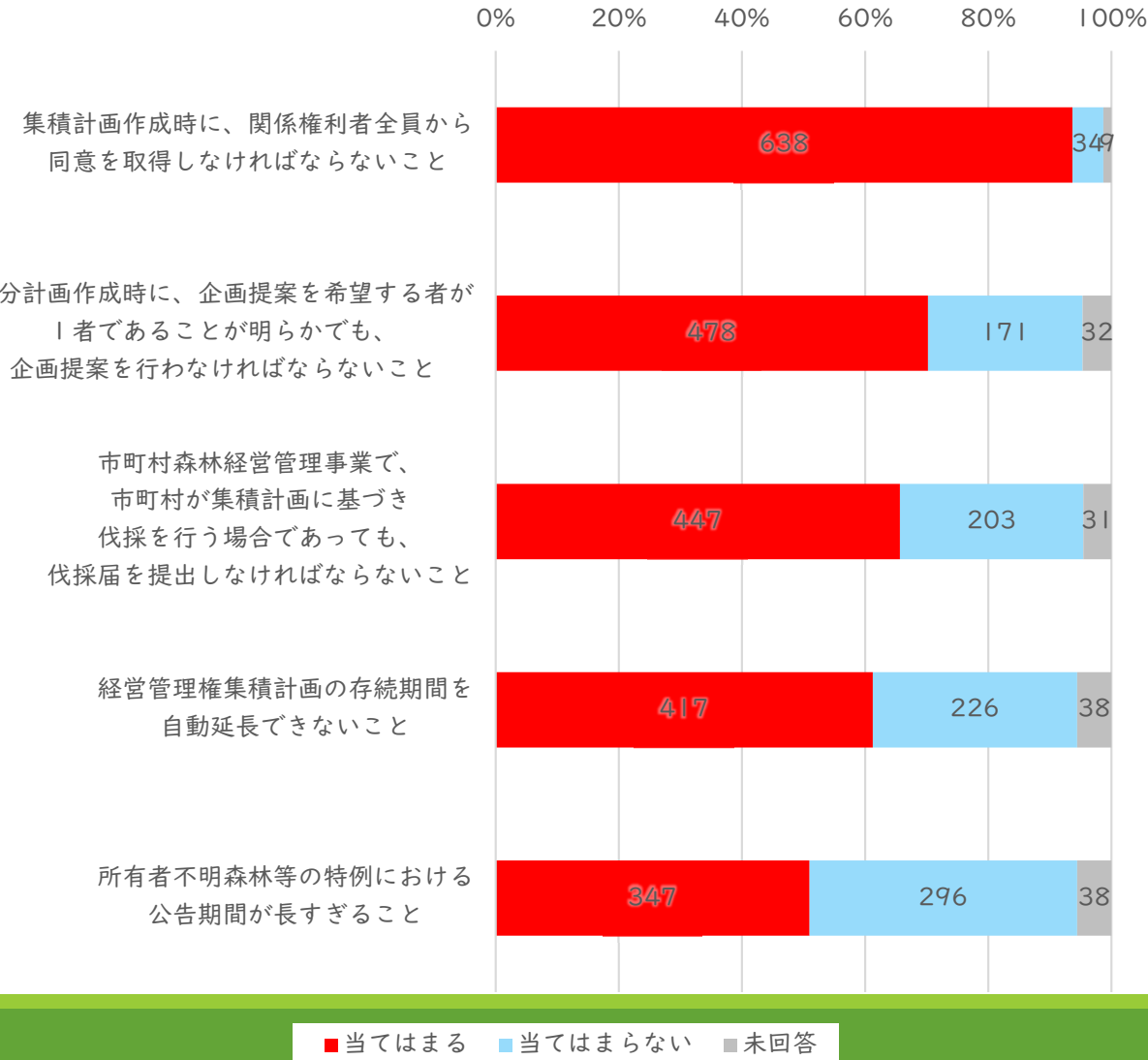
Q1. 森林経営管理制度の推進に課題はありますか？



制度の手続き自体の課題

○ 集積計画作成時の全員同意については、制度の手続きにハードルがあると回答した市町村のうち、9割以上の市町村でハードルとなっていると回答。

Q2-2-1. 「制度の手続き自体にハードルを感じますか?」という問について、「当てはまる」を選んだ場合、ハードルになっている手続きは何ですか? (n=681)



その他（自由記述）（n=160）【抜粋】

- 森林経営管理制度に係る手続きが煩雑（n=21）
- 関係権利者が多くなるほど手続きが増える（n=7）
- 登記名義人が亡くなっている場合でも、納税義務者からの承諾でも可としてほしい（n=3）
- 所有者不明森林等の特例など、覚えることが多く運用に至れない（n=1）
- 伐採届を事後提出で可、もしくは不要にすべき（n=1）

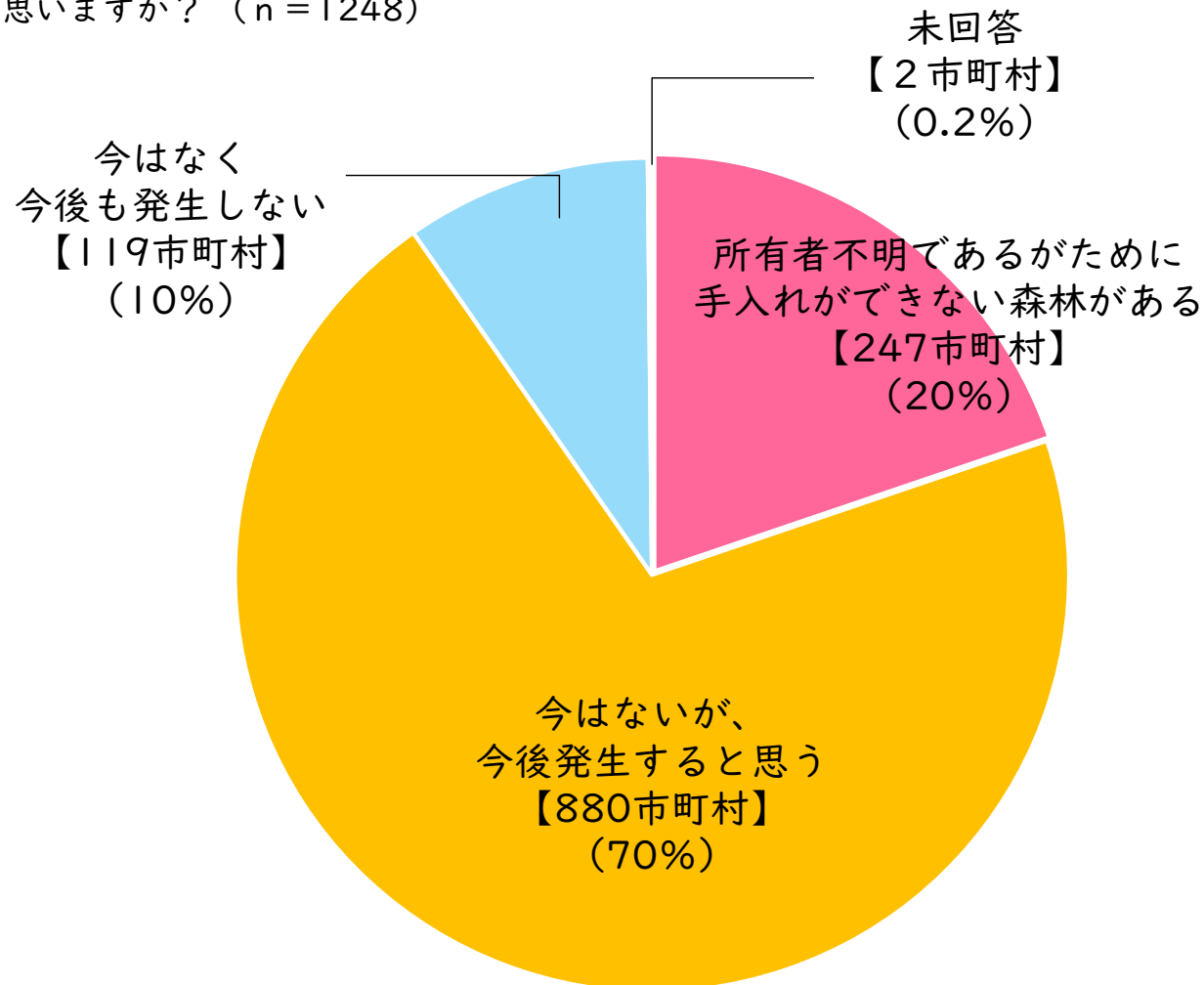
※ マンパワーが不足（n=108）

※ 境界が不明確（n=16）

所有者不明森林の発生状況について

- 手入れが必要でありながら、所有者が不明であるため、手入れができない森林が現に存在する市町村は全体の2割。
- また、全体の1割の市町村は、今後もそのような森林は発生しないと思うと回答。

Q1. 管内に、手入れ（防災のための伐採等）が必要でありながら、所有者が不明であるために、手入れができない森林がありますか？または、今後発生すると思いますか？（n=1248）

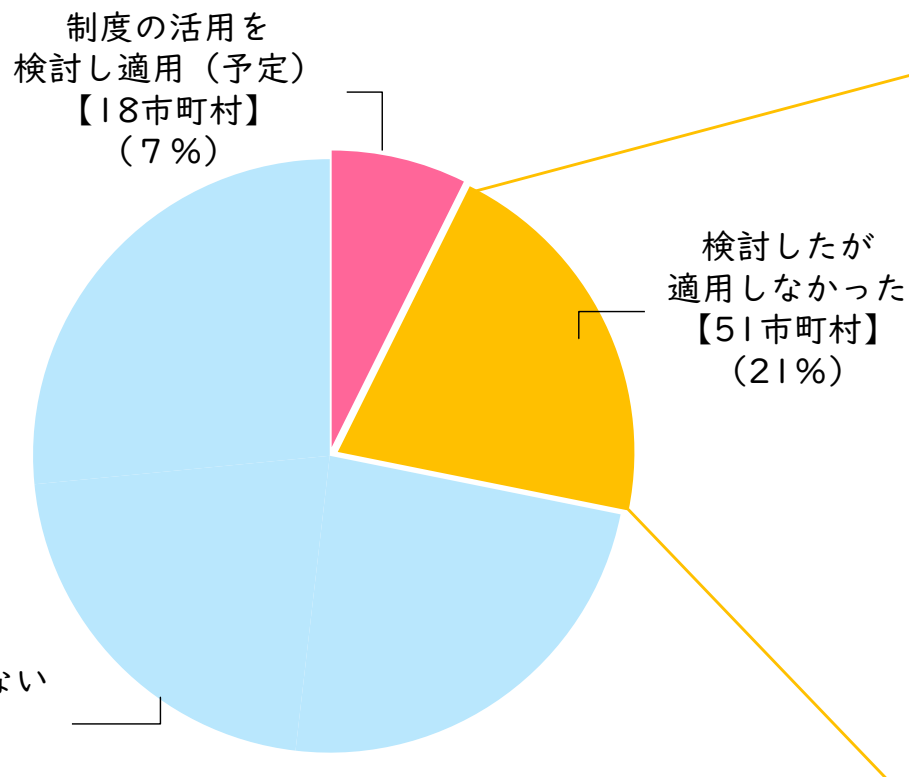


特例の適用の検討状況について

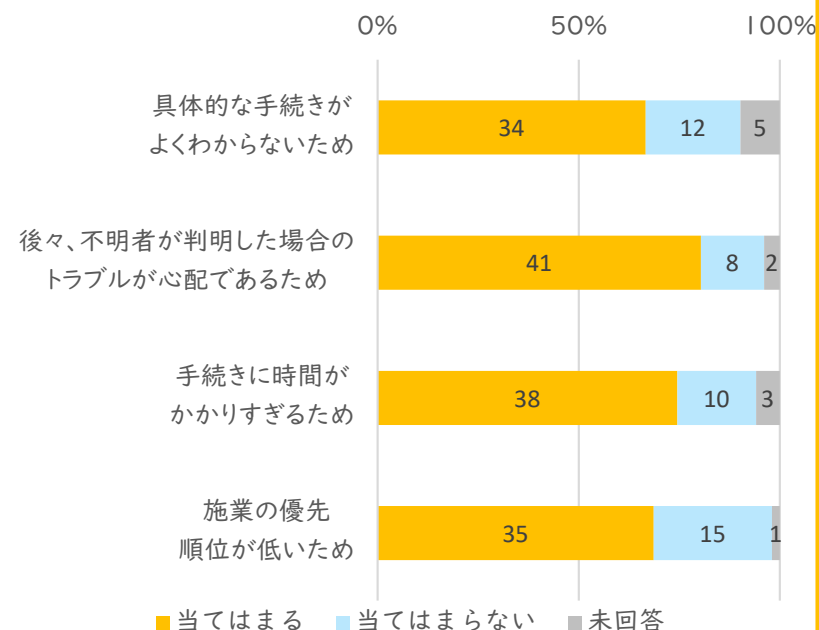
- 「手入れが必要でありながら、所有者が不明であるために、手入れができない森林が現に存在する市町村」(247市町村)について、制度の活用を検討し適用した(適用する予定)市町村は18市町村(1割弱)。
- 「検討したが、適用しなかった市町村」について、『手続きがよく分からない』『後々、不明者が判明した場合のトラブルが心配』『手続きに時間がかかりすぎる』『施業の優先順位が低い』のいずれの理由も7割超。

Q2. 「あり」の場合、所有者不明森林等の特例の適用を検討したことがありますか？(n=247)

Q3. 「検討したが、適用しなかった」の場合、適用しなかった理由は何ですか？



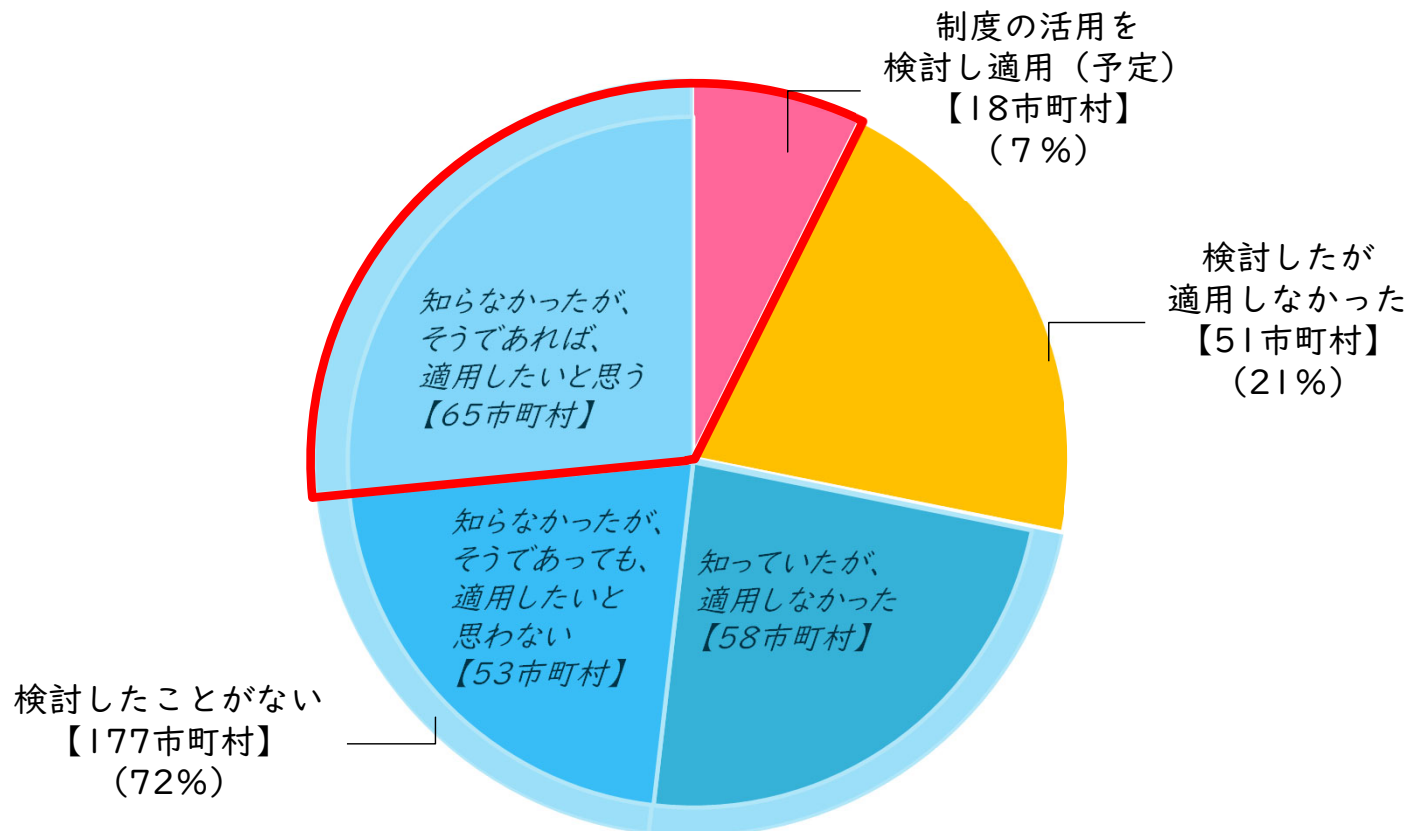
Q3 「検討したが、適用しなかった」の場合、適用しなかった理由は何ですか？



特例の適用の検討状況について

- 「手入れが必要でありながら、所有者が不明であるために、手入れができない森林が現に存在する市町村」(247市町村)について、制度の活用を検討し適用した(適用する予定)市町村は18市町村(1割弱)。
- また、「検討したことがない」と回答した市町村が7割を占めるが、探索が必要な範囲が配偶者と子までなら、4割弱の市町村が特例の適用を検討したいと回答。逆に、そうであっても使わないという市町村も6割程度存在。

Q4. 相続人の探索は「原則として配偶者と子」に限定されていることをご存知でしたか?その上で、適用を検討したいと思いますか?



都道府県における課題（集積計画策定時の全員同意・計画変更）

○都道府県アンケート：森林経営管理制度を運用してきた中で、改善すべき点について（自由記載）

〈主な意見〉

- ・集積計画に関するもの
- ・伐採届に関するもの
- ・所有者不明森林等の特例に関するもの

【集積計画策定時の全員同意】

- ・ 経営管理権集積計画の策定の際には、関係権利者の同意が必要で、登記簿上の所有者が死亡している場合など、権利者の特定に多大な時間と労力を要するため、計画の策定件数が低調な状態にある。
この結果、森林経営管理制度に基づく森林整備（市町村森林経営管理事業等）が進んでいないため、計画策定に必要となる同意の規定について、見直す必要があると考える。
- ・ 経営管理権集積計画は相続権者全員から同意をとらなければならないが、市町村職員の負担は大変大きい。「林業経営に適さない森林」では森林整備にかかる収益は発生しないので、代表者（意向調査に回答された方）のみからの同意でも可とできないか。

【集積計画の変更】

- ・ 経営管理権集積計画には、「変更」の手続き方法がないため、変更が生じた場合に、計画ごと取り消して、一からやり直さなければならない。
- ・ 経営管理権集積計画の公告後に、森林所有者の要望から集積計画の内容変更要望を受けることがある。この際に、集積計画の変更手続きが行えるようにしてほしい。

都道府県における課題（伐採届）

○都道府県アンケート：森林経営管理制度を運用してきた中で、改善すべき点について（自由記載）

〈主な意見〉

- ・集積計画に関するもの
- ・伐採届に関するもの
- ・所有者不明森林等の特例に関するもの

【伐採届】

- ・ 令和5年4月1日から「伐採及び伐採後の造林の届出」に添付しなければならない書類等が増え、市町村の事務が煩雑になっていることから、森林経営管理制度に基づく市町村経営管理事業による森林整備については、市町村による森林整備の促進に向け、「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出を不要にしてほしい
- ・ 市町村における事務の迅速化を図るため、市町村森林経営管理事業で市町村が行う伐採について、森林経営計画に基づく場合のように伐造届を事後届出にしてはどうか
- ・ 経営管理権集積計画区域内で市町村が伐採する場合の伐採造林届の添付書類について、集積計画区域内での伐採であることが確実である場合は、“隣接森林所有者との確認状況がわかる書類”を不要とできないか

都道府県における課題（所有者不明森林等の特例）

○都道府県アンケート：森林経営管理制度を運用してきた中で、改善すべき点について（自由記載）

〈主な意見〉

- ・集積計画に関するもの
- ・伐採届に関するもの
- ・所有者不明森林等の特例に関するもの

【所有者不明森林等の特例】

- ・ 共有者不明森林及び所有者不明森林における「共有者の一部又は所有者が不明である旨及び定めようとする経営管理権集積計画案」を公告する期間を短縮できないか。
現行制度では6か月とされている期間を2か月に短縮できないか（農地と同様）
- ・ 共有者不明森林における経営管理権設定にかかる要件の緩和について、確知している共有者全員が経営管理権集積計画案に同意しており、その持分が過半数を超えているときは、不明共有者の持分に関するみなし同意を得ずとも経営管理権を設定することとできないか。

森林経営管理法に基づく経営管理権の設定により実施される森林の経営管理は、「自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行う」（森林経営管理法第2条第3項）ものであるため、民法上の共有物の変更行為にはあたらず、管理行為の範囲に留まると考えることができ、確知している共有者全員の持分は過半数を超えていれば、不明共有者の持分にかかるみなし同意を得ずとも経営管理権を設定して差し支えないのではないかと考える。

森林経営管理制度に係るアンケート（まとめ1）

- 森林経営管理制度の推進にあたり、課題を感じている市町村は約77%

→制度の手続き以外について、特に課題を感じていること

- 市町村のマンパワー不足
- 森林が小規模かつ分散しており集約化できない
- 境界・所有者が不明であること

⇒森林経営管理制度の取組以外にも、多くの市町村が課題を抱えている状況

→制度自体にハードルを感じている市町村は約71%（全体の約55%）

- 集積計画策定時に全員同意が必要であること
 - 配分計画策定時に、業者が1者しかいなくとも企画提案会を行う必要があること
 - 集積計画に基づいて伐採を行う場合でも、伐採届を提出しなければならないこと
- など、質問についてはいずれも過半数以上がハードルを感じていると回答
また、自由記述で、事務手続きが煩雑であり、手続きの簡素化を求める声が多数

⇒関係権利者の探索・合意形成と事務手続きの多さがネックになっている様子

森林経営管理制度に係るアンケート（まとめ2）

- 手入れが必要でありながら、所有者が不明であるため、手入れができない森林が現に存在する市町村は、247市町村（全体の2割）。
- それらの市町村の中で、
 - (1)特例の活用を検討（又は既に活用）した市町村は18市町村、
 - (2)活用を検討したことがないが、探索が必要な範囲が『原則として配偶者と子まで』であれば、65市町村が特例の適用を検討したいと思う、と回答。
⇒あわせて83市町村は、制度の活用に至るポテンシャルがあると考えられる。
- 一方、制度の活用にな否定的な市町村も一定数存在しており、不明者が判明した場合のトラブルの不安や、具体的な手続きが分からないという声がある状況。

⇒特例活用についてさらに周知・理解の向上を図っていくことも重要